

議案第2号

一 関市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月17日提出

一関市長 佐藤善仁

一 関市行政組織条例の一部を改正する条例

一 関市行政組織条例（平成17年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部等の設置)</p> <p>第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を置く。</p> <p>市長公室 総務部 まちづくり推進部 市民環境部 健康こども部 福祉部 <u>商工労働部</u> 農林部 建設部 上下水道部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p>	<p>(部等の設置)</p> <p>第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を置く。</p> <p>市長公室 総務部 まちづくり推進部 市民環境部 健康こども部 福祉部 <u>商工観光部</u> 農林部 建設部 上下水道部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p>

(1)～(6) [略] (7) <u>商工労働部</u> ア～ウ [略] (8)～(10) [略]	(1)～(6) [略] (7) <u>商工観光部</u> ア～ウ [略] (8)～(10) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

## 附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(一関市観光審議会条例の一部改正)
- 一関市観光審議会条例（平成17年一関市条例第221号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>商工労働部観光物産課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>商工観光部観光物産課</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

議案第3号

一 関市旅費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市旅費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月17日提出

一関市長 佐藤善仁

一 関市旅費支給に関する条例の一部を改正する条例

一 関市旅費支給に関する条例（平成17年一関市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後							
別表第1（第17条—第19条、第21条関係） 日当、宿泊料及び食卓料					別表第1（第17条—第19条、第21条関係） 日当、宿泊料及び食卓料							
区分	日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）	区分	日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）	
	甲地	乙地	甲地	乙地			甲地	乙地	指定都市等	甲地		乙地
1 市長、副市長、議会の議員、教育委員会の教育長及び委員、	2,600 円	2,200 円	<u>13,100</u> 円	<u>11,800</u> 円	2,600 円	1 市長、副市長、議会の議員、教育委員会の教育長及び委員、	2,600 円	2,200 円	<u>17,000</u> 円	<u>14,000</u> 円	<u>12,500</u> 円	2,600 円

監査委員、選挙管理委員会 の委員、農業委員会 の委員、固定資産 評価審査委員会の 委員					
2 前項 に掲げる職員 以外の 職員	2,600 円	2,200 円	<u>10,900</u> 円	<u>9,800</u> 円	2,600 円

備考

- 1 乙地とは、岩手県及び宮城県の地域をいい、甲地とは、乙地以外の地域をいう。
- 2 片道400キロメートル以上の路程で日帰り出張の場合の日当の額は、この表の日当の額の倍額とする。

監査委員、選挙管理委員会 の委員、農業委員会 の委員、固定資産 評価審査委員会の 委員						
2 前項 に掲げる職員 以外の 職員	2,600 円	2,200 円	<u>14,100</u> 円	<u>11,600</u> 円	<u>10,400</u> 円	2,600 円

備考

- 1 指定都市等とは、東京都及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）に定める都市をいう。
- 2 甲地とは、岩手県、宮城県以外の地域（指定都市等を除く。）をいう。
- 3 乙地とは、岩手県及び宮城県の地域（指定都市等を除く。）をいう。
- 4 片道400キロメートル以上の路程で日帰り出張の場合の日当の額は、この表の日当の額の倍額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の一関市旅費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第4号

一 関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月17日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一関市国民健康保険税条例（平成20年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。））の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。））の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。））、<u>    </u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子</p>

\_\_\_\_\_の納付に要する費用に充てる部分を除く。)

に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2)・(3) [略]

2～4 [略]

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に別表第1に掲げる数値を乗じて算定する。

2 [略]

ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)

に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2)・(3) [略]

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2～4 [略]

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に別表第1に掲げる数値を乗じて算定する。

2 [略]

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所

第10条 [略]

第11条 [略]

第12条 [略]

第13条 [略]

第14条 [略]

得割額)

第10条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に別表第4に掲げる数値を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第11条 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について別表第4に掲げる金額とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第11条の2 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について別表第4に掲げる金額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第11条の3 第2条第5項の世帯別平等割額は、1世帯について別表第4に掲げる金額とする。

第12条 [略]

第13条 [略]

第14条 [略]

第15条 [略]

第16条 [略]

第15条 [略]

第16条 [略]

第17条 [略]

第18条 [略]

第19条 [略]

第20条 [略]

(国民健康保険税の減額)

第21条 [略]

(1) [略]

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について  
別表第4に掲げる金額

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額  
1世帯について別表第4に掲げる金額

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被  
保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除  
く。）1人について別表第5に掲げる金額

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世  
帯別平等割額 1世帯について別表第5に掲げる金額

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金  
課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につ

第17条 [略]

第18条 [略]

第19条 [略]

第20条 [略]

第21条 [略]

第22条 [略]

(国民健康保険税の減額)

第23条 [略]

(1) [略]

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について  
別表第5に掲げる金額

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額  
1世帯について別表第5に掲げる金額

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被  
保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除  
く。）1人について別表第6に掲げる金額

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世  
帯別平等割額 1世帯について別表第6に掲げる金額

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金  
課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につ

いて別表第6に掲げる金額

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について別表第6に掲げる金額

(2) [略]

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について別表第4に掲げる金額

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 1世帯について別表第4に掲げる金額

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について別表第5に掲げる金額

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 1世帯について別表第5に掲げる金額

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について別表第6に掲げる金額

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について別表第6に掲げる金額

(3) [略]

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について別表第4に掲げる金額

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 1世帯について別表第4に掲げる金額

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について別表第5に掲げる金額

いて別表第7に掲げる金額

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について別表第7に掲げる金額

(2) [略]

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について別表第5に掲げる金額

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 1世帯について別表第5に掲げる金額

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について別表第6に掲げる金額

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 1世帯について別表第6に掲げる金額

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について別表第7に掲げる金額

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について別表第7に掲げる金額

(3) [略]

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について別表第5に掲げる金額

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 1世帯について別表第5に掲げる金額

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について別表第6に掲げる金額

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 1世帯について別表第5に掲げる金額

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について別表第6に掲げる金額

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について別表第6に掲げる金額

2・3 [略]

第21条の2 [略]

第22条 [略]

第22条の2 [略]

第22条の3 [略]

第23条 [略]

第24条 [略]

第25条 [略]

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

基礎課税額分の税率等

項目		税率等
第3条	所得割__ 税率	7.56%

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 1世帯について別表第6に掲げる金額

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について別表第7に掲げる金額

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について別表第7に掲げる金額

2・3 [略]

第24条 [略]

第25条 [略]

第26条 [略]

第27条 [略]

第28条 [略]

第29条 [略]

第30条 [略]

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

基礎課税額分の税率等

項目		税率等
第3条	所得割額 税率	7.56%

第4条	均等割__	被保険者1人当たり		19,800円
第5条	平等割__	1世帯当たり	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	20,300円
			特定世帯	10,150円
			特定継続世帯	15,225円

備考 この表において「特定世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定同一世帯所属者が被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいい、「特定継続世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下別表第2、別表第4及び別表第5 \_\_\_\_\_ において同じ。

別表第2（第6条、第7条、第7条の2関係）

後期高齢者支援金分の税率等

項目		税率等		
第6条	所得割__	税率	2.78%	
第7条	均等割__	被保険者1人当たり		
第7条の2	平等割__	1世帯当たり	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	7,400円
			特定世帯	3,700円
			特定継続世帯	5,550円

別表第3（第8条、第9条、第9条の2関係）

第4条	均等割額	被保険者1人当たり		19,800円
第5条	平等割額	1世帯当たり	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	20,300円
			特定世帯	10,150円
			特定継続世帯	15,225円

備考 この表において「特定世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定同一世帯所属者が被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいい、「特定継続世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下別表第2、別表第4、別表第5及び別表第6において同じ。

別表第2（第6条、第7条、第7条の2関係）

後期高齢者支援金分の税率等

項目		税率等		
第6条	所得割額	税率	2.78%	
第7条	均等割額	被保険者1人当たり		
第7条の2	平等割額	1世帯当たり	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	7,400円
			特定世帯	3,700円
			特定継続世帯	5,550円

別表第3（第8条、第9条、第9条の2関係）

## 介護納付金分の税率等

項目			税率等
第8条	所得割__	税率	2.47%
第9条	均等割__	被保険者1人当たり	7,700円
第9条の2	平等割__	1世帯当たり	5,800円

## 別表第4（第21条関係）

## 基礎課税額分の軽減額

項目	軽減額
[略]	

備考 納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、この表において「430,000円」とあるのは、「430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額

## 介護納付金分の税率等

項目			税率等
第8条	所得割額	税率	2.47%
第9条	均等割額	被保険者1人当たり	7,700円
第9条の2	平等割額	1世帯当たり	5,800円

## 別表第4（第10条、第11条、第11条の2、第11条の3関係）

## 子ども・子育て支援納付金課税額分の税率等

項目			税率等
第10条	所得割額	税率	0.3%
第11条	均等割額	被保険者1人当たり	1,050円
第11条の2	18歳以上均等割額	被保険者1人当たり	50円
第11条の3	平等割額	1世帯当たり 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	700円
		特定世帯	350円
		特定継続世帯	525円

## 別表第5（第21条関係）

## 基礎課税額分の軽減額

項目	軽減額
[略]	

備考 納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、この表において「430,000円」とあるのは、「430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額

<p>を加算した金額」とする。以下別表第5及び別表第6において同じ。</p>	<p>を加算した金額」とする。以下別表第6及び別表第7において同じ。</p>
<p><u>別表第5（第21条関係）</u></p>	<p><u>別表第6（第23条関係）</u></p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p><u>別表第6（第21条関係）</u></p>	<p><u>別表第7（第23条関係）</u></p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の一関市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第5号

一 関市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月17日提出

一関市長 佐藤善仁

一 関市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

一 関市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</p> <p>第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>	<p>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</p> <p>第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>
<p>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p>	<p>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影</p>

響を与える行為をしてはならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(8)～(11) [略]

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 [略]

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 [略]

2 [略]

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員\_\_\_\_\_

響を与える行為をしてはならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) \_\_\_\_\_利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

(8)～(11) [略]

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 [略]

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 [略]

2 [略]

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成28年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）

の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその\_\_\_\_\_職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。\_\_\_\_\_

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第6号

一関市生活改善センター条例を廃止する条例の制定について

一関市生活改善センター条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月17日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市生活改善センター条例を廃止する条例

一関市生活改善センター条例（平成17年一関市条例第121号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第7号

一 関市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月17日提出

一関市長 佐藤善仁

一 関市道路占用料条例の一部を改正する条例

一 関市道路占用料条例（平成17年一関市条例第171号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件	占用料の単位		占用料	占用物件	占用料の単位		占用料
[略]				[略]			
政令第7条第14号 <u>                    </u> に掲げる施設	[略]	[略]	[略]	政令第7条第14号及び第15号に掲げる施設	[略]	[略]	[略]
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

一 関市大東浜民地区センター条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市大東浜民地区センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月17日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市大東浜民地区センター条例の一部を改正する条例

一関市大東浜民地区センター条例（平成17年9月20日条例第128号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
一関市大東浜民地区センター条例		一関市大東曾慶地区センター条例	
(設置)		(設置)	
第1条 健全な地域社会をつくることを目的とした研修及び集会の場として、 <u>大東浜民地区センター</u> （以下「地区センター」という。）を設置する。		第1条 健全な地域社会をつくることを目的とした研修及び集会の場として、 <u>大東曾慶地区センター</u> （以下「地区センター」という。）を設置する。	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 地区センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 地区センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
<u>大東浜民集会センター</u>	<u>一関市大東町浜民字小林29番地4</u>		
<u>大東曾慶地区センター</u>	<u>一関市大東町曾慶字神蔭32番地1</u>	<u>大東曾慶地区センター</u>	<u>一関市大東町曾慶字神蔭32番地1</u>
(利用時間)		(利用時間)	
第5条 <u>センター</u> の利用時間は、午前8時30分から午後10時までと		第5条 <u>地区センター</u> の利用時間は、午前8時30分から午後10時までと	

する。ただし、市長（指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。第6条第1項、第7条から第9条まで、第12条、第13条、第15条及び第16条の規定において同じ。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 指定管理者は、前項ただし書の規定によりセンターの利用時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

別表（第10条関係）

施設名称	利用区分	単位	使用料	
			基本使用料	冷暖房料
大東浜民集 会センター	多目的ホール	1 時間	1,000円	200円
	研修室(1)		200円	40円
	研修室(2)		300円	60円
	研修室(3)		300円	60円
	調理実習室		300円	60円
	図書娯楽談話 コーナー		300円	60円
大東曾慶地 区センター	多目的ホール	1 時間	1,000円	200円
	研修室		300円	60円
	会議室 I		400円	80円
	会議室 II		200円	40円
	調理実習室		200円	40円
備考 [略]				

する。ただし、市長（指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。第6条第1項、第7条から第9条まで、第12条、第13条、第15条及び第16条の規定において同じ。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 指定管理者は、前項ただし書の規定により地区センターの利用時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

別表（第10条関係）

利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	冷暖房料
多目的ホール	1 時間	1,000円	200円
研修室		300円	60円
会議室 I		400円	80円
会議室 II		200円	40円
調理実習室		200円	40円
備考 [略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第9号

一 関市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月17日提出

一関市長 佐藤善仁

一 関市火災予防条例の一部を改正する条例

一 関市火災予防条例（平成18年一関市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>（簡易サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災</u></p>



第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) [略]

(7) サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)

(702)～(15) [略]

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) [略]

(602) 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)

(7) 一般サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)

(702)～(15) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。